

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決  
河原社会保険労務士事務所

紛争解決の代理業務もできる社会保険労務士（特定社会保険労務士）

河原 清市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス [kawahara@kawahara-sr.com](mailto:kawahara@kawahara-sr.com) ホームページ [kawahara-sr.com/](http://kawahara-sr.com/)

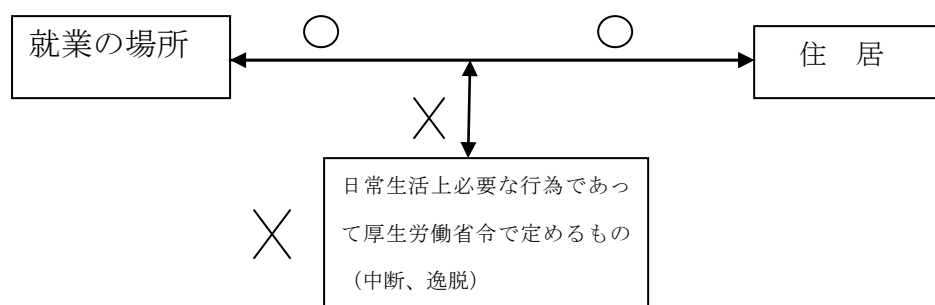
**基発第 420 号で、出退勤の途中で、美容のため美容院に立ち寄ってから、元の通勤経路に戻った時に、事故にあった場合も労災適用になると言っているが、これって判断が難しいのではないですか？**

労働基準行政上、厚労省から全国の労働基準監督署に通知をするのに、基発というものがあります。難しい判断を労働基準監督官がしなければならない時に、彼らは、よく基発〇〇号を参照します。今回は、通勤災害について取り上げます。

労働者は、毎日、就業場所と住居を就業のために往復します。その通勤の途上で事故にあった場合に労災から保険給付を労働者は、受け取ることができます。

この場合の通勤とは就業に関し、①住居と就業の場所との間の往復②就業の場所から他の就業の場所への移動③単身赴任先住居と帰省先住居との間の移動を、合理的な経路及び方法で行うことをいい、業務の性質を有するものを除くとされています。移動の経路を逸脱（いつだち）し、または中断した場合には、逸脱または中断の間及びその後の移動は通勤とはなりません。

ただし、日常生活上必要な行為であって厚生労働省令で定めるものやむを得ない事由により最小限度の範囲で行う場合は、逸脱または中断の間を除き、合理的な経路に復した後は再び通勤となります。



厚生労働省令で定めるものやむを得ない事由により最小限度の範囲で行う場合としては、スーパーマーケットでの買い物や医院や病院への診察を受けたり、治療を受けたりすることや継続的または反復して要介護状態にある配偶者、子、父母、配偶者の父母の介護もよいことになっております。昭和 58 年 8 月 2 日の基発 420 号によって、今までは美容のため美容院に立ち寄る行為は、日常生活上必要な行為ではなかったことが、認められました。しかしながら現在、美容院で 2 時間から 3 時間もかけることが、職場で清潔に気持ち良く生活し、勤務する保健衛生などの見地からみて日常生活上必要な行為になるのか。はなはだ疑問に感じられる。現に、ある労基署監督官の A さんは、美容院で 2 時間から 3 時間もかけた後、事故にあった場合、必ず労災が支給されますよとは言えないと言っていた。